

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（地域政策課）	1
○北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………（水産林務部総務課）	2
○北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（都市環境課）	2

規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第22号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第8項」を「第9項」に改め、同条第3項中「第9項」を「第10項」に改め、同条第5項第2号及び第7号中「この条」を「この項」に改め、同条第13項中「別表第1の13の項」を「別表第1の14の項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「別表第1の12の項」を「別表第1の13の項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「別表第1の11の項」を「別表第1の12の項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「別表第1の10の項」を「別表第1の11の項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「別表第1の9の項」を「別表第1の10の項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「別表第1の8の項」を「別表第1の9の項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「別表第1の7の項」を「別表第1の8の項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「別表第1の6の項」を「別表第1の7の項」に改め、同項を同条第7項とし、

同条第5項の次に次の1項を加える。

6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) ウイルス性肝炎その他これに付随して発現する傷病で知事が定めるもの（以下この項において「ウイルス性肝炎等」という。）に係る医療の給付
- (2) ウイルス性肝炎医療受給者証（ウイルス性肝炎等に係る医療の給付の対象となる患者であることを証する書類をいう。以下この項において「受給者証」という。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 前号の審査において認定された内容の変更に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 受給者証の記載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、受給者証に関する事務
- (6) ウイルス性肝炎患者認定書（道内に住所を有するウイルス性肝炎等の患者であって、ウイルス性肝炎等に係る医療について生活保護法その他の法令の規定による国又は地方公共団体からの医療給付を受けていることによりウイルス性肝炎等に係る医療の給付の対象とならないものであることを証する書類をいう。以下この項において「認定書」という。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (7) 認定書の記載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
- (8) 前2号に掲げるもののほか、認定書に関する事務
- (9) 受給者証と認定書との切替えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。
（住民基本台帳法施行条例施行規則の一部改正）
- 2 住民基本台帳法施行条例施行規則（平成23年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第29項中「別表第2の29の事項」を「別表第2の30の事項」に改め、同項を同条第30項とし、同条第28項中「別表第2の28の事項」を「別表第2の29の事項」に改め、同項を同条第29項とし、同条第27項中「別表第2の27の事項」を「別表第2の28の事項」に改め、同項を同条第28項とし、同条第26項中「別表第2の26の事項」を「別表第2の27の事項」に改め、同項を同条第27項とし、同条第25項中「別表第2の25の事項」を「別表第

2の26の事項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「別表第2の24の事項」を「別表第2の25の事項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項中「別表第2の23の事項」を「別表第2の24の事項」に改め、同項を同条第24項とし、同条第22項中「別表第2の22の事項」を「別表第2の23の事項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第21項中「別表第2の21の事項」を「別表第2の22の事項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第20項中「別表第2の20の事項」を「別表第2の21の事項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第19項中「別表第2の19の事項」を「別表第2の20の事項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「別表第2の18の事項」を「別表第2の19の事項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項の次に次の1項を加える。

18 条例別表第2の18の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) ウイルス性肝炎その他これに付随して発現する傷病で知事が定めるもの（以下この項において「ウイルス性肝炎等」という。）に係る医療の給付の対象となる患者及びその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- (2) ウイルス性肝炎医療受給者証（ウイルス性肝炎等に係る医療の給付の対象となる患者であることを証する書類をいう。以下この項において「受給者証」という。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (3) 受給者証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- (4) 第2号の審査において認定された内容の変更に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (5) ウイルス性肝炎患者認定書（道内に住所を有するウイルス性肝炎等の患者であって、ウイルス性肝炎等に係る医療について生活保護法その他の法令の規定による国又は地方公共団体からの医療給付を受けていることによりウイルス性肝炎等に係る医療の給付の対象とならないものであることを証する書類をいう。以下この項において「認定書」という。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (6) 認定書の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- (7) 受給者証と認定書との切換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第23号

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範

囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中「別表第1の1の項(4)」を「別表第1の1の項(5)」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第24号

北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立都市公園条例施行規則（昭和50年北海道規則第50号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項の表使用料の欄中

350円	50円	を	460円
380円	50円		500円

40円

に改め、別表2の事項の表使用料の欄中

40円

1,150円	420円	1,450円	410円
80円	30円	100円	30円
850円	310円	1,070円	300円
80円	30円	100円	30円
170円	60円	210円	60円

420円	150円	530円	150円
850円	310円	1,070円	300円
420円	150円	530円	150円
340円	120円	430円	120円
850円	310円	1,070円	300円
70円	20円	90円	20円
850円	310円	1,070円	300円
210円	70円	260円	70円
850円	310円	1,070円	300円
70円	20円	90円	20円

を

に、

「620円」

「590円」を「620円」「580円」に、「80円」「110円」

円」を「80円」「100円」に、「380円」を「390円」に、「620円」

「590円」を「620円」「580円」に改め、別表3の事項

の表使用料の欄中

40円	10円	50円	10円
1,170円	160円	1,500円	150円
120円	20円	150円	20円
1,170円	160円	1,510円	150円
40円	10円	50円	10円
70円	20円	80円	20円

を

に、「230円」を「240円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。